

(介 184)
令和 4 年 3 月 29 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
江澤和彦
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護分野におきましては、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の議論のなかで、介護予防・日常生活支援総合事業においても国が様式例を示すべきとされたことを受けまして、厚生労働省より一部の様式が新たに示されましたので、情報提供としてお知らせいたします。

貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【添付資料】

○介護保険最新情報 Vol. 1050

介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例について
(令4.3.25 事務連絡 厚生労働省 老健局認知症施策・地域介護推進課)

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業の
指定に関する様式例について

計4枚（本紙を除く）

Vol.1050

令和4年3月25日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

連絡先 T E L : 03 - 5253 - 1111 (内線 3982)
F A X : 03 - 3503 - 7894

事務連絡
令和4年3月25日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市区町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課

介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例について

今般、介護予防・日常生活支援総合事業について、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、「総合事業は様式例が存在しない状況であり、国が様式例を示すべき」との指摘を受け、当局において検討した結果、一部様式をお示しすることとしました。都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨・内容について管内市町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、既に従来の様式を用いて指定申請等の手続きを進めている事業所につきましては、改めて本様式例にて申請いただく必要はございません。

また、電子申請については、介護給付と同様、既存の「介護サービス情報公表システム」を活用したシステム改修を令和4年度に予定しております。システムの改修状況に応じて、様式例の改変が必要となった場合は、改めて通知いたします。

記

第一 様式例に関する留意事項

1 様式例全般

様式の共通化や業務負担の軽減を通じた生産性の向上を図る観点から、様式例は、原則として市区町村等において変更を加えずにご活用ください。

自治体の条例等により、様式例の記載事項以外の内容について事業者に提出を求める必要がある場合等においては、様式例の欄外に記載欄を追加する、または別紙での提出を求める等の対応を行うこととし、様式例自体を修正しないようご留意ください。

2 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」参考様式

必要項目（具体的な項目は別添のとおり）を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能とします。

3 「平面図」参考様式

各室の用途及び面積の分かるものであれば、既存の平面図等の提出により代替することを可能とします。

第二 様式例の掲載場所

以下の厚生労働省ホームページに掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 >
介護・高齢者福祉 > その他 > 11. 指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例について

以上

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

担当：鈴木

電話：03-5253-1111（内線：3982）

メール：houkatsu-care@mhlw.go.jp

論点⑥

令和3年3月17日

- 第6回専門委員会において、「総合事業は様式例が存在しない状況であり、国が様式例を示すべきとの指摘や、各種加算の要件を確認する文書について添付すべき書類が定められていないために差異が生じている場合があるといった指摘がある。今後、作成すべき様式例の範囲及び優先順位を検討し、必要な対応を行う。」としている。

検討の方向

第7回専門委員会にて整理

- 対象とする事務の範囲：「指定」・「更新」及び、「休止」・「廃止」
- 作成すべき様式例の範囲：従前相当サービス、サービスA

※以下については、市町村における実施の実態を把握し、必要な対応を検討

- ⇒ 「変更」に係る事務：法令上の規定は設けていないが、市町村ごとに提出を求めている場合がある
- ⇒ 「サービスC」の指定事務：委託等による実施を基本としているが、一部指定により実施する場合がある

市町村の実態（調査結果）

※株式会社三菱総合研究所の協力によるアンケート調査

(n=998)

- 国の介護給付の指定申請書様式を参考に作成 ⇒ 訪問型：58.5% 通所型：58.4%
- 従前相当サービスおよびサービスAの両方で変更届の提出を求めている ⇒ 訪問型：79.1% 通所型：78.3%
- 変更届の様式例を国から提示する必要性について、「必要がある」と回答した自治体：81.2%
 - (理由) 「他自治体の保険者との整合性を図るため」81.1%
 - 「複数自治体でサービスを提供している事業所側の負担軽減のため」75.6%
- サービスCを指定により実施している自治体 ⇒ 訪問型：2.4%、通所型：5.7%
 - うち、「国から様式例を示す必要がある」と回答した自治体56.9%（33自治体）

対応案

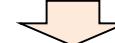
- 総合事業の様式例の整備について、市町村の実態（調査結果）を踏まえ、国より、従前相当サービス及びサービスAに関して、「指定」・「更新」・「休止」・「廃止」に加え、「変更」に係る様式例を、国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成し提示する。
- サービスCの指定に係る申請については、指定要件にばらつきが大きいため、様式例の提示は行わないこととする。

2. 様式例の整備(総合事業)

令和4年1月20日

第8回専門委員会において、

- 総合事業の様式例の整備について、市町村の実態（調査結果）を踏まえ、国より、従前相当サービス及びサービスAに関して、「指定」・「更新」・「休止」・「廃止」・「変更」に係る様式例を、国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成し提示する。との対応案が示された。



■ 国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成（詳細は別紙のとおり）

(様式例作成のサービスの種類)

- 介護予防訪問介護相当サービス、緩和した基準による訪問型サービス（サービスA）
介護予防通所介護相当サービス、緩和した基準による通所型サービス（サービスA）

(作成する様式例の種類)

- ・ **申請書・届出書** 指定申請書（付表を含む）、指定更新申請書、廃止・休止届出書、変更届出書等
- ・ **添付書類** 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、平面図、設備等一覧表等

《申請書》

《付表》

《添付書類》



□ 加算の届出

体制等状況一覧表等の様式例、及び加算の届出の添付書類については、介護給付と同様の取扱いを予定

□ ICTの活用

- ・ 申請様式のHPにおけるダウンロード
- ・ ウェブ入力・電子申請については、介護給付と同様、既存の「介護サービス情報公表システム」を活用したシステム改修を令和4年度に予定